

もうすぐ1年生

様々な学びの場について 一緒に考えましょう

特別支援学級編

神戸市教育委員会事務局
特別支援教育課



保護者のみなさま、こんにちは。
ここでは、特別支援学級について、詳しくお伝えします。



特別支援学級



小学校は、通学する校区が決まっています。特別支援学級は必要に応じて設置されます。学級数や児童数は毎年変動します。

主な内容

1. 障害種別ごとに学級が設置されています。
2. 児童の実態に応じた教育課程を編成します。
3. 通常の学級との交流及び共同学習で学ぶ時間を設定します。
4. ネットワークプラン（個別の教育支援計画）、
個別の指導計画を作成します。
5. その他



この動画でお伝えするのは、次の5つの内容です。

ひとつめは、障害種別ごとに学級が設置されていることについて

ふたつめは、教育課程について

みっつめは、通常の学級との交流及び共同学習について

よっつめはネットワークプランと個別の指導計画について

最後はその他についてです。

1. 障害種別について

知的障害学級

自閉症・情緒障害学級

肢体不自由学級

難聴学級

病弱・身体虚弱学級

1学級8人=担任1名

担任者研修等で学んでいく
教員が担当します。

※種別で迷われる場合、主たる障害は何か、

教育課程はどうか、などを学校と相談しましょう。



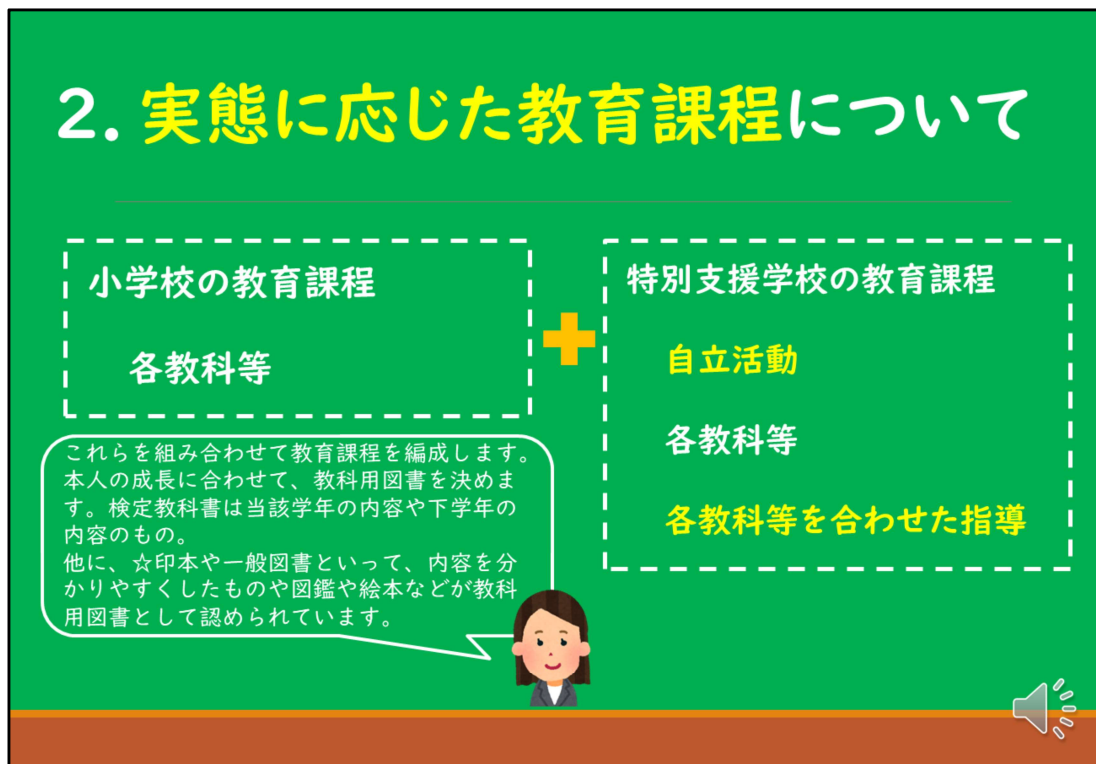
それでは、学級の種別について説明します。

特別支援学級には知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、難聴学級、病弱・身体虚弱学級があります。

どの種別の学級がふさわしいかは、お子様の実態を踏まえたうえで、学校と相談することになります。

どの種別の学級も、8名まで担任は1名で、担任者研修等を受けながら学んでいく教員が担当します。

2. 実態に応じた教育課程について



次に教育課程についてです。

小学校の特別支援学級では、小学校の教育課程と特別支援学校の教育課程を組み合わせ編成します。

特別支援学校の教育課程には、小学校にはない自立活動や各教科等を合わせた指導という指導の形態があります。

また、お子様の成長に合わせて、教科用図書を決めます。

文部科学省が定める各学年の各教科で作られた検定教科書は、当該学年の内容や下学年の内容のものが使われます。

他に、☆印本や一般図書といって、内容を分かりやすくしたものや図鑑、絵本などが教科用図書として認められています。

3. 交流及び共同学習について

- 特別支援学級の児童が、交流学級の授業に参加します。
- 参加する授業や時間数は、学校が編成する教育課程をもとにして決めます。
- 交流学級で受ける授業に、どのような目標で参加するかを学校と共通理解しましょう。
- 必ず教員が付き添えるとは限りません。



特別支援学級の児童が通常の学級の授業に参加することを、交流及び共同学習といいます。

学校では、短くして「交流」ということが多いです。

交流する学級のことを「交流学級」と言うこともあります。

交流として参加する授業や時間数は、学校が編成する教育課程をもとにして決めます。

交流学級で受ける授業に、どのような目標で参加するかを学校と共通理解しましょう。

交流では、必ず教員が付き添えるとは限りません。

1週間の時間割：小学校1年生の例

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	生活	国語	算数
2	算数	算数	国語	学活	体育
3	音楽	図工	体育	国語	国語
4	生活	図工	道徳	算数	生活
5	体育	自立活動	図書	音楽	自立活動
6					

全25時間のうち
11時間を交流学級で
学習する例

交流（交流及び共同学習）の割合は、特別支援学級で学ぶ時間より少なく設定します。特別支援学級でしっかりと基礎的な力を培い、交流での学習に活かします。ただし、一部この規定に当てはまらない場合があります。



これは、小学校特別支援学級1年生の時間割の例です。

緑色の枠が交流の授業です。

全部で1週間は25時間あり、この例では交流の授業は11時間です。

交流時間は、特別支援学級で学ぶ時間より少なく設定します。

特別支援学級でしっかりと基礎的な力を培い、交流での学習に生かすことを目的にしています。

ただし、一部この規定に当てはまらない場合があります。

1週間の時間割：小学校5年生の例

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	生活単元学習	生活単元学習	算数
2	算数	算数	国語	学活	体育
3	音楽	図工	体育	国語	国語
4	理科	図工	社会	算数	理科
5	総合的な学習の時間	自立活動	図書	音楽	家庭科
6	総合的な学習の時間		(クラブ/委員会活動)	道徳	家庭科 外国語

全28時間のうち
12(13)時間を
交流学級で学習する例

教科が増えます。交流学級で学ぶ際には、目的をはっきりさせる必要があります。「一緒にいる」ことよりも、どんな力をつけたいか、を目標にします。



これは、5年生の例です。

1年生のときより、時間数が増えていることがわかります。

総合的な学習の時間や、家庭科、外国語といった教科等が増えます。

交流学級で学ぶ際には、目的をはっきりさせる必要があります。

交流学級の学習でどんな力をつけたいか、を目標にします。

この例では、28時間のうち12時間もしくは13時間を交流しています。

生活単元学習というのは、特別支援学校の教育課程である各教科等を合わせた指導のひとつです。

4. ネットワークプラン・個別の指導計画 について

【ネットワークプラン】

引継ぎのために、保護者様の協力を得て作成します。
就学前に作成し、小学校に持っていくことができます。



【個別の指導計画】

日々の学習のために学校が作成します。



ネットワークプランと個別の指導計画について説明します。
ネットワークプランは、支援の引継ぎを目的として作成する資料で、
お子様に関する情報や支援の状況などを記入します。
これは、保護者様と学校が協力して作成するものです。
今のお子様の状況や効果的な支援を次の学年に引き継ぐことで、切れ目のない支援を
目指すものです。
また、個別の指導計画は、お子様の状況を細かくとらえ、個別の目標を立て、支援の手立
てを学校が保護者様と共に計画するためのものです。
特別支援学級に在籍する場合、この両方を作成する必要があります。

5. その他

- 給食は、普通食です。食形態を変えて提供することはできません。
- 安全に登下校ができるよう、保護者様にご協力をお願いすることがあります。
- 日常生活で介助が必要な際は、入学前にしっかり話合しましょう。
必要な用品（下着やビニール袋他）の準備や、使ったものの処分の仕方などについても学校任せにせず、ご協力をお願いします。



給食は、普通食だけです。やわらかくしたり、刻んだりなど、食形態を変えて提供することはできません。

通学に関しては、安全に登下校ができるよう、保護者様にご協力をお願いすることがあります。

日常生活で介助が必要な際は、入学前にしっかり話合しましょう。

必要な用品（下着やビニール袋他）の準備や、使ったものの処分の仕方などについても、ご協力をお願いします。

特別支援学級についての説明は以上です。

その他の動画もご覧ください。

このあとは、【個別の就学相談】についてお伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了してください。



このあとは、【個別の就学相談】についてお伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了してください。

3.【個別の就学相談】について

①対象 次年度4月に就学予定のお子様と保護者様
学校生活についてご心配やご質問がある方

②開催期間 5月上旬から7月下旬までの平日

③申込方法 スマートフォンやパソコンから申込
神戸市HP「就学相談について」サイト内

- 1 相談予約
- 2 お子様の情報入力



それでは、【個別の就学相談】についてお伝えします。

対象は次年度4月に就学予定のお子様と保護者様です。この動画をご視聴いただき、お子様の学校生活についてご心配なことやご質問がある方は、お申し込みください。

開催期間は、5月上旬から7月下旬までの平日です。

もし、この期間に申し込みができなかった場合は、神戸市教育委員会の特別支援教育相談センターへ直接ご連絡ください。

申込は、スマートフォンやパソコンから行います。神戸市ホームページ「就学相談について」のサイトより、相談予約をしたうえで、お子様の情報を入力してください。

④当日のスケジュール

相談時間 10:00～ 11:00～ 13:00～ 14:00～
約30分間

出席者 保護者様 お子様

相談員 教育委員会事務局職員、元小学校長
通級指導教室担当者、特別支援学校地域支援担当者 など

※発達検査の結果をお持ちの方は、ご持参ください。



【個別の就学相談】は、10時から、11時から、13時から、14時からの4つの時間帯があります。

それぞれ、時間は約30分です。

当日は、保護者様とお子様にお越しいたします。

相談員として対応しますのは、教育委員会事務局の職員、元小学校の校長、幼児を担当している通級指導教室の担当者、特別支援学校の担当者などです。

なお、発達検査の結果をお持ちの方は、相談の際にご持参ください。

⑤相談の例

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校で迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい

※「就学の猶予」に関する制度について



これまでの相談では、

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校とで迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい、といった相談がありました。

また、「就学の猶予」に関する制度についてお知りになりたい方は、文部科学省のホームページをご覧ください。【個別の就学相談】の際にお尋ねください。

⑥その他

- ・【個別の就学相談】で就学先が決まることはありません。
- ・申し込みの前に、他の動画内容もご確認ください。
- ・お問い合わせ先
特別支援教育相談センター
078-360-2160（月～金 9時～17時）



安心して入学式を迎えられるように、
教育委員会と一緒にお子様の学校生活について考えましょう。



【個別の就学相談】で、教育委員会事務局の職員と会うこととなりますが、この相談で就学先が決まることはありません。
就学先はあくまでも、学校との就学相談を通して決めていくこととなります。

また、申し込みの前に、他の動画の内容もご確認ください。

お子様が入学式を安心して迎えられるように、教育委員会事務局と一緒にお子様の学校生活について考えていきましょう。

以上で、【個別の就学相談】についての説明を終わります。